

■新規登録必要書類（令和2年以降合格者）

*受験時の要件により必要書類が異なりますので必ず「必要書類確認フロー」をご確認ください。

	申請書等名	注意事項
1	建築士免許申請書	
2	建築士住所等の届出	<ul style="list-style-type: none"> ・登録番号と登録年月日は記入しない。 ・勤務先：建築士事務所登録されている勤務先の場合は、その事務所の開設者の名前も記入して下さい。
3	建築士免許申請書（写真票）	※1.申請書、2.住所等の届出書、3.建築士免許申請書に記入する氏名漢字の字体（新字、旧字など）は必ず統一してください。
4	本籍の記載のある住民票の写し（原本）	<ul style="list-style-type: none"> ・発行の日から6ヶ月以内のもの ・マイナンバーの記載のないもの ・外国籍の方は国籍の記載のあるもの
5	証明写真 2枚	<ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月以内に撮影のもの ・無帽・無背景・正面上3分身 ・縦4.5cm×横3.5cm ・本人が確認できる証明写真で、同じものを2枚。一枚は「免許申請書」、もう一枚は「写真票」に貼付。 ・申請者自身でプリントする場合は、「写真プリント用の用紙」に印刷したもの。 ・この写真がそのまま免許証に転写されます。なるべく写りの良いものを選んでください。 <p>※証明写真の適・不適の具体例は、外務省のパスポート申請用写真の規格（PDF）をご参照ください。 https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000149961.pdf</p>
6	申請手数料払込証明書（ATMでも可）	<p>申請手数料：24,400円 振込先：広島銀行 大手町支店 普通 3286894 （公社）広島県建築士会</p> <p>※必ず申請者名で払い込んでください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・領収書の原本を「1.建築士免許申請書」の裏面に貼付する。必要な方は、ご自分でコピーを取っておいて下さい。 ・振込手数料はご負担下さい。
7	合格通知書（コピー）	・合格通知書を紛失した場合は（公財）建築技術教育普及センターにお問い合わせください。
8	本人確認ができる公的証明書（コピー）	<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等 <p>*マイナンバーが隠されていないものは受理できません。 *健康保険証等は、被保険者記号・番号及び保険者番号をマスキングする必要があります。</p>
9	旧姓・通称名併記の確認書類	<p>*旧姓通称名併記希望者のみ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票の写し（原本）（上記4と同一でも可能） ・マイナンバーカードのコピー（マイナンバーが見えないようにカードカバーをした状態でコピーしてください。） ・戸籍謄本（抄本） <p>※住民票の写し、マイナンバーカードは旧姓併記の手続きを経て旧氏欄に旧姓が入っているものに限りです。</p>
10	実務経歴書	（「学歴+実務」で申請される方、または「実務経験」で申請され令和2年以降の受験申込時に当書類を未提出の方のみ） 勤務先毎（自営業を含む）の実務経歴を記入。
11	実務経歴証明書	（「学歴+実務」で申請される方、または「実務経験」で申請され令和2年以降の受験申込時に当書類を未提出の方のみ） 勤務先毎（自営業を含む）の実務を証明する（実務経歴書と対応していること）。

12	学歴・資格等に関する書類	<p>■学歴により登録申請をする場合</p> <p>【令和2年以降にはじめて受験した方】 学歴を証明する書類を、原則、提出する必要はありません。ただし、「受験申込時に申請した学歴とは異なる学歴」により登録申請をする場合は学歴を証明する書類を提出する必要があります。</p> <p>【令和元年以前に受験した経験がある方】 原則、下記①～③のいずれかに該当するものを提出してください。ただし、令和2年以降の受験申込の際に、（公財）建築技術教育普及センターに、下記①～③のいずれかに該当するものを提出している方は、学歴を証明する書類を提出する必要はありません。 ※この場合であっても、令和2年以降の受験申込の際に、試験機関である（公財）建築技術教育普及センターに提出した学歴とは異なる学歴で登録申請をする場合は、改めて①～③のいずれかに該当するものを提出する必要があります。</p> <p>① 平成21年度以降の入学の場合 指定科目修得単位証明書・卒業証明書</p> <p>② 平成20年度以前の入学の場合 卒業証明書</p> <p>③ 外国大学等を学歴とする場合 外国大学等を卒業した場合の必要書類 参考：公益財団法人建築技術教育普及センター https://www.jaeic.or.jp/shiken/lk/exam-qualifi-lk/docs_foreign_univ.html</p> <p>■建築設備士の資格により登録申請をする場合</p> <p>【令和2年以降にはじめて受験した方】 資格を証明する書類を提出する必要はありません。</p> <p>【令和元年以前に受験した経験がある方】 令和2年以降の受験申込の際に、既に（公財）建築技術教育普及センターに資格を証明する書類を提出している場合は、原則、提出する必要はありません。</p> <p>令和2年以降の受験申込の際に、（公財）建築技術教育普及センターに、資格を証明する書類を提出していない場合、建築設備士試験合格（又は建築設備士講習受講）証のコピー（A4）を提出してください。 ※紛失の場合は（公財）建築技術教育普及センターで証明書の発行を受けて提出してください。</p>
13	大学院における実務経験に係る修得単位証明書（大学院におけるインターンシップの証明書）	平成21年度以降入学者のうち実務経験として大学院におけるインターンシップ関連科目の修得を申請する方のみ提出してください。

※証明書、通知書等の氏名が婚姻等の理由により変更になっている場合には、氏名の変更が確認できる書類（戸籍抄本または謄本の原本等の提出が必要です）。

■ 交付時必要書類

免許証明書が出来ましたら、交付通知ハガキが届きますので、以下のものを揃えて、交付を受けて下さい。

1	交付通知ハガキ	
2	申請受付書	申請時にお渡しした受付番号が記された書類
3	印鑑	認印で結構です。
4	本人確認ができる公的証明書	運転免許証やパスポート、健康保険などの被保険者証